

運営規程

株式会社 愛世
デイサービスセンターあいせ

1<事業の目的>

株式会社愛世が設置運営するデイサービスセンターあいせ(以下「事業所」という。)が行う、指定通所介護及び指定予防型通所介護の適切な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の通所介護事業の提供にあたる従業者(以下「従業者」という。)が要介護者等に対し、適正な通所介護事業を提供することを目的とする。

<運営の方針>

指定通所介護及び指定予防型通所介護は、個人を尊重し、これまで生きてきてよかったですと思えるよう関わりを持ち、利用者の要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に最大限資するよう、その目標を設定し、評価しながら成果として現れるように計画的に行う。

<事業所の名称等>

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターあいせ
所在地 鹿児島市下伊敷1丁目3-13

2<職員の職種、員数及び職務内容>

- | | |
|-----------------------------------------------------------------|--------------------|
| (1) 管理者 | 1名 (常勤職員) |
| (2) 通所介護従業者 | |
| 生活相談員 | 1名以上(常勤職員) |
| 看護職員 | 1名以上 |
| 介護職員 | 6名以上(当日の利用者数により変動) |
| 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| ① 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務、通所介護計画の管理を一元的に行う。 | |
| ② 通所介護従業者 | |
| ・ 生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申込みに係る調整、個別的生活相談、事業計画の作成、援助記録等の業務を行う。 | |
| ・ 看護職員は、利用者の保健衛生等の業務を行う。 | |
| ・ 介護職員等は、指定通所介護の提供を行う。 | |
| ・ 機能訓練指導員は、利用者の個別的・集団的機能訓練等を行う。 | |

3<営業日及び営業時間>

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。
　　ただし、8月14日、15日、12月30日から1月3日を除く
(2) 営業時間(月曜日から金曜日) 午前8時30分から午後5時30分までとする。
　　サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

4<利用定員>

事業所の利用定員は、35名とする。

5<通所介護事業の内容及び利用料等>

事業の内容は次の通りとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

指定予防型通所介護サービスの内容は次のとおりとする。また予防型通所介護サービスを提供した場合は鹿児島市長が定める基準上の額とする。

法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

- (1) 基本事業サービス
　　1 生活指導
　　2 健康チェック
　　3 日常生活動作、機能回復訓練
　　4 養護
(2) 指定通所介護サービス 指定介護予防通所介護 予防型通所介護サービス

- 1 送迎サービス
- 2 入浴サービス
- 3 給食サービス

(その他の費用)

- 1 食事代 1食 650円
- 2 その他利用者が負担すべき費用 実費相当分

尚、①～②を徴収する場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名、または記名押印を受けることとする。

6<通常の事業の実施地域>

通常の事業の実施地域は、鹿児島市全般とする。

7<サービスに当たっての留意事項>

- (1) サービス利用にあたって、何らかの体調の変化、異常があれば事前に申し出ること。
- (2) サービス利用にあたって、機能訓練の際に使用する器具等について取扱う場合には、職員の指示に従うこと。
- (3) サービス利用にあたって、社会的尊厳を図るため、必要以上に他利用者様の状態を第三者へ漏洩しないこと。
- (4) サービス利用にあたって、より良いサービスを受けて頂くために、事業所及び職員の対応について気づいたこと、改善してほしいこと等を職員へ申し出ること。
- (5) サービス利用にあたって、他者を尊重し、「思いやり」の精神で、輪を大切にすること。

8<緊急時における対応方法>

従業者等は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

9<非常災害対策>

非常災害に関しては、デイサービスセンターあいせの立地環境に応じ火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害計画を策定し、利用者の避難経路等は別紙のとおりであり、最低毎年2回の避難訓練を行う。

具体的計画の内容については、従業者及び利用者に分かりやすく指定通所介護事業所内に提示しなければならない。

10<通所介護計画の作成>

従業者は、居宅サービス計画に基づいて目標、実施、評価についての個別援助計画を作成し、利用日、その費用について利用者又はその家族に同意を得た上でサービスを提供しなければならない。

11<個人情報の保護>

従業者の、職務上必要な情報については必要最低限利用することを同意の上、署名、または記名押印にて確認し、それらの内容について第三者に漏洩しないことを雇用契約の内容とする。

また、従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族について、個人を特定できる全ての情報について、退職後においても保護することを雇用契約の内容とする。

利用者及びその家族に対しても個人情報についてサービス提供上必要最低限利用させて頂くことを同意の上、署名、または記名押印にて確認し、使用するものとする。

本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び、「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

12<秘密保持>

従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

13<苦情処理>

従業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、管理者を窓口とし、連絡、報告を行わなければならない。また、苦情に関する日時、内容、対応方法等についての記録を残し、サービスの質の向上に努めなければならない。

苦情・相談窓口

担当者 小野原 直子 099-208-4800
鹿児島市介護保険課給付係 099-216-1280
鹿児島県国民健康保険団体連合会 099-213-5122
鹿児島県社会福祉協議会事務局福祉サービス運営適正化委員会 099-286-2200

14<事故発生時の対応>

通所介護従業者は、事故発生時、その内容、状況について当該利用者の家族、市町村、居宅介護支援事業者等に対して、速やかに連絡し、対応しなければならない。また、事故が起こった日時、場所、状況、対応方法等についての記録を残し、類似した事故が起こらないように努め、あるいはあらゆる事故発生についての対応策を講じなければならない。

15<記録の整備>

当該事業所は以下に関する記録について、その完結の日から5年間備えておかなければならない。

- (1) 指定通所介護に関する記録
 - ・ 通所介護計画
 - ・ 提供した個々の指定通所介護に係る記録
 - ・ 金銭台帳等
- (2) 基準第26条に係る市町村への通知に係る記録

16<その他運営に関する重要事項>

1 通所介護職員の研修

介護職員等の資質向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、そのための業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年2回

17<虐待の防止のための措置に関する事項>

1 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附則

この規定は、指定日から施行する。

平成23年4月1日改定 第4条 利用定員変更(10名→15名)

平成23年7月1日改定 第3条第3項 営業日及び営業時間の追加

平成23年12月1日改定 第3条第1項 ただし、以降の文12月31日を12月30日に変更

平成24年3月1日改定 第3条第3項 営業時間及びサービス提供時間の変更、第4条利用定員変更(15名→25名)、第13条 苦情・相談窓口 担当者の変更

平成25年3月1日改定 第4条 利用定員変更(25名→30名)

平成26年6月16日改定 第4条 利用定員変更(30名→34名)

平成27年8月1日改定 第5条 負担割合の変更

平成27年10月5日改定 第3条第2項及び3項 サービス提供時間の変更(9:30→9:00)
第4条 利用定員変更(34名→36名)

平成28年3月7日改定 第2条第1項 介護職員数変更
第3条第3項 サービス提供時間(午後4時→午後5時)

第3項 削除

第13条 苦情・相談窓口 連絡先の修正

第15条 記録の整備期間変更(2年間→5年間)

第9条 非常災害対策 内容修正

平成28年10月1日改定 第13条 苦情・相談窓口 担当者の変更
第4条 利用定員変更(36名→38名)

平成29年 4月 1日改定 第1条 <事業の目的> 介護予防通所介護事業→介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業へ
運営の方針 介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業へ

平成29年12月 1日改定 第1条 <事業の目的> 介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業→指定介護予防通所介護又は予防型サービスに。
<運営の方針> 介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業→指定介護予防通所介護又は予防型サービスに。

第5条 <通所介護事業の内容及び利用料等> 指定介護予防通所介護、予防型通所介護サービスの内容は次のとおりとする。また指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるもとし、予防型通所介護サービスを提供した場合は鹿児島市長が定める基準上の額とする。
法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。と記入追加。

(2) 指定通所介護サービス 指定介護予防通所介護 予防型通所介護サービスと記入追加。

第11条 <個人情報の保護> 本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び、「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。と記入追加。

平成30年 4月 1日改定 第1条 <事業の目的> 介護予防通所介護は削除。予防通所介護サービスを予防通所介護へ。
<運営の方針> 介護予防通所介護は削除。予防通所介護サービスを予防通所介護へ。

第5条 <通所介護事業の内容及び利用料等> 介護予防通所介護は削除。
また指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるもとしは削除。
予防型通所サービスを予防型通所介護へ。

第13条 <苦情処理> 担当者 奥 宗和から吉松靖代に変更。

令和 4年 4月 1日改定 第 4条 利用定員変更(38名→35名)

第 9条 <非常災害対策> 具体的計画の内容については、従業者及び利用者にわかりやすく指定通所介護事業所内に掲示しなければならない。と記入追加

第12条 <秘密保持> サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならぬ。と記入追加

第13条 <苦情処理> 担当者 吉松靖代から小野原直子に変更。

令和 6年 4月 1日改定 第 5条(その他の費用)①食事代1食500円から1食650円に変更。

第16条の次に次の1条を加え、第17条とする。

第17条 <虐待の防止のための措置に関する事項>

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。以上